

公 共 工 事
建 設 課 長 殿
土 木 課 長
検 査 課 長
監 理 課 長
管 財 課 長

オンライン参加可能

一般社団法人 日本経営協会
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

土木技術担当者のための

土木工事技術検査の具体的な進め方

～適正な給付の完了の確認を目的とした工事検査における留意点と契約約款、土木工事共通仕様書との関わり～

<令和7年11月13日(木)・14日(金)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、地方自治体の工事検査には組織体制や技術者不足など様々な問題点が山積しております。公共工事の検査は、対価支払いの前提となる極めて重要な行為であり、特に検査職員の職務及び権限（一例 検査の可否の判定は合議制、原則として受注者・監督職員の指導する権限はない、監督職員が指示・承諾した事項については指摘できない、設計に不備があった場合受注者に改善命令は出せない等）、工事の品質確保や契約の適正化、安全の面から厳格な執行を期する必要があります。そのような重要な職務に就かれるご担当者のために標記講座を開催いたします。

時節柄でご多忙の折とは存じますが、この機会に是非関係各位のご参加をご検討いただきますようおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和7年11月13日(木) 13:00～17:00
11月14日(金) 9:30～16:00
(12:30から受付)

講 師：丹波市役所 技監 上畑 文彦氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11
住友不動産新宿南口ビル 13 階)
[オンライン参加] Zoom による Live 配信

参 加 料：会員(1名) 36,300 円(税込)
(負担金) 一般(1名) 39,600 円(税込)

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認いただけます。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

会場参加の場合、開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。オンライン参加の場合は、開催日の5営業日前～当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

そ の 他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お 申 込 み
お 問 合 せ 先



一般社団法人 日本経営協会

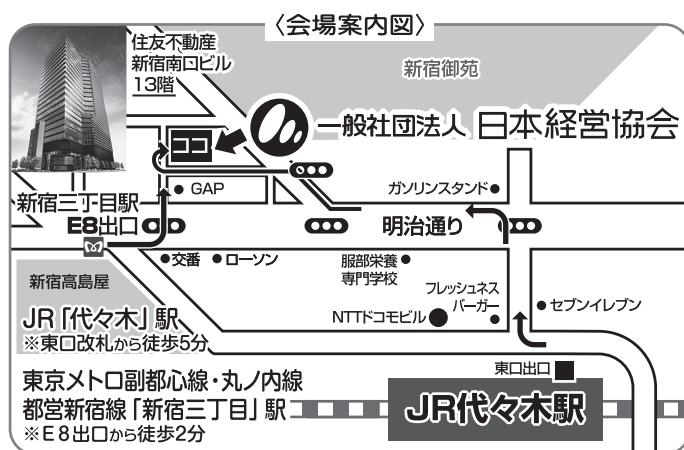
(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL (03) 6632-7139

E-mail: tks@noma.or.jp URL <http://www.noma.or.jp>



▶ プログラム ◀

1. はじめに

- ・ 工事検査とは
- ・ 工事検査の必要性について
- ・ 工事検査の種類と目的について
- ・ 部分払検査と部分引渡検査、部分使用検査の違いについて
- ・ 土木工事検査と建築工事検査の違いについて

2. 工事検査に関連した期日の考え方

- ・ 検査の完了の時期を規定した法律
- ・ 工事検査と支払遅延防止法との関わり
- ・ 年度末における工事検査の取扱について
- ・ 工事検査が遅延した場合の取扱について

3. 検査職員の法的位置づけと監督職員との関わりについて

- ・ 検査職員に対する法的根拠
- ・ 検査職員と監督職員の関係性
- ・ 検査職員に対する兼職の制限について
- ・ 監督職員が指示を誤った場合の処置について

4. 検査職員の責任について

- ・ 工事検査に必要な知識の習得について
- ・ 検査職員と賠償責任に関する法律の規定
- ・ 検査職員による説明責任について
- ・ 工事検査と品質確保の関係について
- ・ 検査職員と合否の判定の関係性について

5. 丹波市の検査体制について

- ・ 丹波市の検査体制の変化と現状について

- ・ 検査部署の負担軽減に向けた取り組み
- ・ 工事検査に関する課題

6. 検査職員と施工計画書の関わり

- ・ 検査職員にとっての施工計画書とは?
- ・ 工事検査と施工計画書の関わり
- ・ 施工計画書の提出の意味と重要性
- ・ 施工計画書と自主的施工の原則
- ・ 受注者の意図が確認できる施工計画書とは

7. 検査職員と破壊検査について

- ・ 施工計画書の確認不足が招く施工不良
- ・ 私が行った破壊検査について
- ・ 監督職員として経験した破壊検査
- ・ 破壊検査による弊害
- ・ 破壊検査は是か非か

8. 私の経験からお伝えしたいこと

- ・ 工事検査と入札制度の課題について
- ・ 不適格業者の排除と現場指示書の活用について
- ・ 検査の準備と意外と知られていない工事完成の要件について
- ・ 私が思う現場の作り方
- ・ 完成検査において修補の指示が発生しやすい箇所とは?
- ・ 工事検査時のポイントについて（コンクリート工事編）
- ・ 地方公務員と官製談合防止法の関係

講師略歴

丹波市役所 技監 上畑 文彦 氏

昭和 58 年春日町役場へ入職。建設部施設建築課副課長、水道部工務課長、入札検査部入札検査室長を経て現職。過去に担当した工事として『道の駅建設工事』『防災行政無線新設工事』『小中学校施設等新築工事』『水道施設新設工事』『認定こども園新築工事』など、土木工事から建築工事、機械設備工事、電気通信工事と幅広い分野を担当。また、庁内研修等も担当し、平成 22 年度より令和 2 年度までの間、11 年間にわたって日本経営協会主催の山口講師の講座において丹波市における検査体制や自らの体験を通じた検査職員・監督職員のあり方などの事例発表を行っている。

【資格等】

1 級土木施工管理技士、1 級建築施工管理技士、1 級舗装施工管理技術者、給水装置工事主任技術者、下水道排水設備工事責任技術者、水道技術管理者、水道布設工事監督者 ほか

持ち物・特記事項欄

※貴庁ご使用の ・契約約款 ・検査規程をお持ちいただくと、講義内容との照らし合わせに効果的です。

※当日は最新の情報を反映する等、予告なく一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。

下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION